

■「tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約」新旧対照表（2025年4月1日版）

改訂前	改訂後
<p>第4条(債権譲渡担保権の設定) 会員は、本特約により、当社に対し、tsumiki証券「投資信託積立取引エポスカード決済約款」に基づき会員が購入する投資信託受益権の購入代金を当社が立替払いすることにより当社が会員に対して有することになる立替金債権およびその遅延損害金その他一切の債権(以下「被担保債権」という)を担保するため、将来発生する以下の債権(以下「担保対象債権」という)を譲渡するものとします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(新設) 第4条(支払額の充当方法) tsumiki証券の破綻等により、会員がtsumiki証券に累積投資を申し込んだ投資信託受益権が購入されなかったにもかかわらず、当該投資信託受益権の購入代金が会員の金融機関口座から引き落とされた場合、当社はかかる事由により会員に返還されるべき金額を、エポスカード会員規約第13条第2項と同様の方法で返金又は次回以降の約定払いに充当することができるものとします。</p> <p>第5条(債権譲渡担保権の設定) 会員は、本特約により、当社に対し、tsumiki証券「投資信託積立取引エポスカード決済約款」に基づき会員が購入する投資信託受益権の購入代金を当社が立替払いすることにより当社が会員に対して有することになる立替金債権およびその遅延損害金その他一切の債権(以下「被担保債権」という)を担保するため、将来発生する以下の債権(以下「担保対象債権」という)を譲渡するものとします。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第12条(情報共有に関する承諾)</p> <p>(1)当社は、tsumiki証券に対し、会員に関する以下の情報を以下の利用目的のために提供するものとし、会員はこれをあらかじめ承諾します。</p> <p>①会員のエポスカードに登録された会員の個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職業、お勤め先、お勤め先電話番号、振込先金融機関および口座情報)</p> <p>②被担保債権に関する会員の未払金残高情報および未払金支払情報</p> <p>③本特約に基づく被担保債権の回収結果に関する情報</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第12条(情報共有に関する承諾)</p> <p>(1)当社は、tsumiki証券に対し、会員に関する以下の情報を以下の利用目的のために提供するものとし、会員はこれをあらかじめ承諾します。</p> <p>①会員のエポスカードに登録された会員の個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職業、お勤め先、お勤め先電話番号、振込先金融機関および口座情報)</p> <p>②会員のエポスカードの退会またはエポスカード会員の資格等に関する情報</p> <p>③被担保債権に関する会員の未払金残高情報および未払金支払情報</p> <p>④本特約に基づく被担保債権の回収結果に関する情報</p> <p>(以下省略)</p>